別　紙　仕　様　書

1　件　　名　デジタルＭＣＡ無線機

2　納入期限　平成２６年３月２４日（搬入・据付・調整まで完了すること）

3　納入場所　横須賀市役所本庁舎・横須賀市役所２号館
（設置場所）

4　法令の遵守
本件の履行に当たっては、次に掲げる関係法令を遵守すること。
電波法及び関係規則、告示
総務省総合通信局の防災行政用無線局の免許方針
有線電気通信法及び同法施行令、同法施行規則
電気設備技術基準
日本工業規格（ＪＩＳ）
日本電気工業会基準（ＪＥＭ）
電気通信事業法及び関係規則、告示
その他の関係法令、告示等

5　諸手続・各種申請
本件に必要な利用申込・無線免許等、諸官庁等に対する手続及び各種申請は物件供給者が市に代わって行うこと。申請にかかる費用は別途支払うものとし、手続き等にかかる諸経費は契約金額に含めること。

6　据付・調整及び設定
機器の据付、調整及び接続試験等の作業時間は開庁日の 9 時から 16 時までとし、担当者の指示する時間内に行う。
また市が指定するグループ構成にて使用できるよう設定を行うこと。

7　本件の範囲
本件に係る範囲は、搬入、据付、現地調整試験、検査、各種申請までの一切の業務及び諸手続とする。
さらに導入後、職員への操作説明等を行うこと。

8　保　　証
保証期間は、本件引渡しの翌日から起算して１年間とし、物件供給者に起因すると判断される障害が発生した場合、物件供給者は速やかに無償修理又は交換を行うものとする。
また無線機の修理期間中、代替用無線機の貸し出しをすること。

9　提出書類
（１）本件の実施には次の書類を横須賀市に提出し、横須賀市の承認を受けた後据付に着手するものとする。
物品納入仕様書　　１部
（２）物件供給者は、本件据付完了後速やかに次の書類を横須賀市に提出するものとする。
物件納入書（本市指定様式）　　１部
完成写真　　１部
取扱説明書　　２部
認定証明書（半固定型・携帯型）　　１部

１０ 購入機器仕様

（１）半固定型 MCA 無線機２台

①本体（パナソニック㈱製　EF-6195A）

②テンキースピーカーマイク（参考物品：三菱電機システムサービス㈱製　FZ-3450A）

ア　電源電圧：9V

イ　消費電流：約 220mA

ウ　スピーカー定格：1.5W

③非常電源装置（参考物品：トム通信工業㈱製　TDF-101Ⅲ）

バッテリーを内蔵し、前面外部スピーカー及び過充電・過放電防止機能を保持し、経済産業省令で定める電気用品安全法の適合性検査証明を受けているもの。

ア　使用電源：AC100V、DC１２V、DC２４V　トリクル充電可能なもの

イ　稼働時間：送信１：受信１：待受 18 の稼働率で 20 時間以上

ウ　電池：シール鉛蓄電池　12V

エ　充電回路：過充電・過放電防止回路を内蔵していること。

オ　充電ランプ：充電状況がランプの色の変化で確認できること。

カ　拡声スピーカー：前面に拡声スピーカーを内蔵していること。

キ　電気用品安全法：適合性検査証明を受けているもの。

④機器設定・調整等一式

⑤アンテナ及び設置資機材一式

（２）携帯型 MCA 無線機 7 台

①本体（パナソニック㈱製　EK-6175A）

以下の本体専用製品を付属すること。

・電池パック

・充電器

・ソフトケース

②アンテナ（参考物品：パナソニック㈱製　EK-A50085B）

本体に取り付けられるもの。

③防水スピーカーマイク（参考物品：㈱バーテックススタンダード製　MH-66A7A）

本体に取り付けられる防水仕様のもの。

④機器設定・調整等一式

※（１）①、（２）①の機器については、指定した機種で納品すること。

※（１）②③および（２）②③について、上記の仕様に基づき参考物品として指定した機種以外の物品を納品しようとする時は、質問の期限までに下記の書類をファックス（FAX:046－828-3839）で送信し、承認を得ること。承認されない場合は、参考物品以外での納品はできないこととする。

○当該物品の製造先及び品番

○当該物品のカタログなどの写し

１１ 電波受信

(1) 半固定型 MCA 無線機には、良好な電波受信感度を確保するためにアンテナを別に設置すること。設置場所、設置方法については専用器具を用いて電界強度を波形で計測し、その結果を踏まえ担当者と協議の上決定すること。なお、アンテナは原則としてコーリニアアンテナ(SL－937P)とする。設置に係る費用は契約金額に含むこと。

(2) 設置場所が窓の外側となる場合にあってはアンテナの落下･転倒を防止する措置を講ずること。

１２ 連絡先

横須賀市市民安全部危機管理課　　石川　（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ：046-822-8357）